

休館日のお知らせ

休業期間：令和6年12月28日(土)～令和7年1月5日(日)

上記の期間を休業とさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。



健康保険証の新規発行廃止について

令和6年度12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関等を受信していただく仕組みに移行しました。

※現在お持ちの健康保険証については、令和7年12月1日まで使用することができます。ただし、令和7年12月1日より前に、退職等により健康保険の資格を喪失した場合は、その時までとなります。

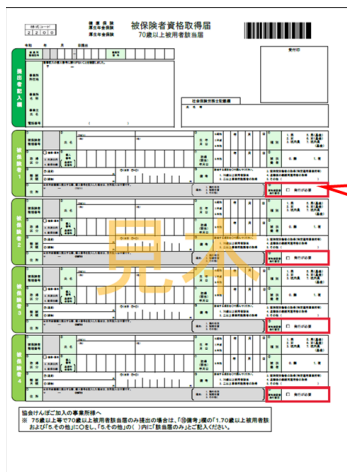
なお、マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方については、協会けんぽが発行する「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。

令和6年12月2日以降、「被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」に「資格確認書発行要否」欄を新たに設けますので、新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書を必要とする場合は、届書の「発行が必要」にチェックを入れてください。届出内容に基づき、協会けんぽから資格確認書が発行されます。

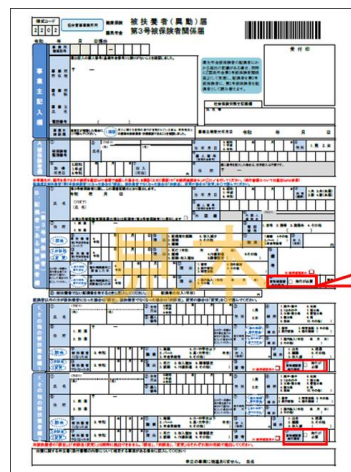
	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う。	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型（色は黄色） 	資格取得時等に申請・マイナ保険証をお持ちでない方などに申請によらずに発行（発行まで1か月程度かかる場合があります。）	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示

健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届
厚生年金保険 70歳以上被用者該当届

健康保険 被扶養者（異動）届
（国民年金第3号被保険者関係届）



② 資格確認書発行要否 発行が必要



② 資格確認書発行要否 発行が必要

市川町商工会青年部



市川高等学校の地域探求クラスに向けた出前授業や、こども園のフェスティバルのお手伝い、防犯パトロールを行う等地域の皆さまと関わるイベントに数多くお手伝いさせていただきました。

出前授業では、市川町内の産業や青年部員の事業所の状況などについて講義を行い、市川町ならではの企業の良さが分かった等の意見もいただきました。



青年部員の資質向上のため、若手経営者・後継者向けの各種セミナーの開催や、主張発表大会等に出席し見聞を広めています。

また、部員同士の交流や他市町村の青年部との情報交換を目的に、親睦事業も実施しています。

地域商工業の発展と地域住民の福祉向上のため活動しています。

市川まつりやリフパーまつりなどに出演し、イベントを盛り上げました。夏には青色防犯パトロールを実施し、町内のパトロールを行いました。



令和6年度スローガン
Continuous Evolution

大寒祭開催について

前回初開催で大好評だった大寒祭を今年度も開催いたします。今年の注目は参加者が恐竜の着ぐるみを着て走る“恐竜レース！”その他にも多数の町内事業所を含めた出店があり心も体も温まるイベントを実施します！

日時：令和7年1月25日(土)

10：00～15：00

場所：市川町文化センター



詳細については、青年部のホームページ上で順次更新していきます。

ぜひ、ご家族そろってご来場ください！

自分ひとりではできないような事業も、青年部ならできます！

ひとりでは作れないような人脈も、青年部なら構築できます！

- ・事業拡大のきっかけがみつからない…
- ・地域の事業者との人脈づくりがうまくいかない…
- ・相談できる頼れる仲間がほしい…

こんな悩みを抱えているあなた！

男性・女性は問いません！体験入部も大歓迎です！
少しでも興味がある方は、ぜひお問合せください！！

45歳以下の経営者・後継者候補の皆さん、
私たちと一緒に市川町を盛り上げましょう！
皆さんの参加をお待ちしています！！



<各種お問合せ>

〒679-2315 神崎郡市川町西川辺 163-1

TEL：0790-26-0099 FAX：0790-26-0674

